

災害被災者用住宅の取扱いについて

- 1 対象者：千葉市内において発生した火災、台風などの災害で住宅に住めない方（火災を故意に発生させた罹災者を除く）
- 2 手続き：市営住宅一時使用申請を千葉市住宅供給公社窓口にて行うこと
 ※ 持参及び提出いただくもの
 ①行政財産使用許可申請書 ②行政財産使用料免除申請書
 ③世帯全員の住民票 ④誓約書（保証人署名捺印要）
 ⑤罹災証明書 ⑥今後の住宅明渡予定申出書
 ⑦認印

※令和元年9月8日～9日の台風15号により、罹災した方につきましては、罹災証明書の発行に時間を要する場合は、後日提出で構いません。

- 3 入居可能期間：罹災日から2ヶ月
 延長手続きにより1ヶ月限りの延長が可能（最長3ヶ月）
 延長手続きは、期限の1ヶ月前に公社へ申出下さい。
- 4 入居期間中の費用：家賃は無料
 共益費や自治会費は自治会へのお支払いが必要です。
 電気、ガス、水道、下水道代金は自己負担となります。
- 5 部屋の設備：・照明器具あり
 ・お風呂あり
 （入居者のガス会社への開栓手続きが必要）
 ・生活必需品は備えておりません。
 （冷蔵庫、炊飯器、テレビ、洗濯機、寝具などは入居者ご自身で用意していただきます。）
 ・駐車場は、空きがある場合のみ利用可能です。
- 6 その他の注意事項
 ①電気・水道・ガスの利用については、各自でお手続きをお願いいたします。
 （ガスの開栓は、必ずガス会社へ依頼して下さい。）また、利用料については自己負担となります。

<問い合わせ先>

電気	東京電力（株）	0 1 2 0 - 9 9 - 5 5 5 1
水道・下水道	県水道局	0 5 7 0 - 0 0 - 1 2 4 5
	または	0 4 3 - 3 1 0 - 0 3 2 1
ガス	東京ガス（株）	0 5 7 0 - 0 0 - 2 2 1 1
	または	0 4 3 - 2 4 2 - 6 1 2 1
	（緑区内） 大多喜ガス	0 4 3 - 2 9 1 - 1 1 4 3

- ②退去時は、各自で用意した家具類を全て撤去して頂きます。
 また、室内に破損箇所がある場合は、修繕費用がかかります。
- ③仮住まい用の住居の退去について
 仮住まいの鍵を公社へ返却して下さい。住戸の確認は公社で行います。

連絡先 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉市住宅供給公社
住宅班
043-245-7513